

經濟産業副大臣 兼 原子力災害現地対策本部長

大 串 正 樹 様

要 望 書

令和6年11月18日

福島県南相馬市長 門馬和夫

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から13年以上が経過し、この間、地域の復旧・復興に向け全力で取り組んできています。

しかしながら、今もなお、多くの市民が避難生活を余儀なくされるなど、当市を取り巻く課題は未だ山積し、原子力災害からの復興は、ようやく緒に就いたところです。特に、旧避難指示区域（小高区）は、これからが本格的な復興のステージと捉えていることから、第2期復興・創生期間後においても、被災地の復興が停滞することのないよう、引き続き国が責任を持って、しっかりと支援いただきますよう下記のとおり要望いたします。

記

1 復興の体制確保等について

(1) 第2期復興・創生期間後の復興の体制及び財源の確保について

第2期復興・創生期間後においても切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な組織体制の継続、現行と同様の枠組による継続的かつ安定的な財源の確保、復興の状況に応じた柔軟な支援制度の創設を図るとともに、今後、新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

【関係省庁：復興庁】

(2) 福島イノベーション・コースト構想の推進について

当市では、自立的・持続的な産業発展の実現を目指す福島イノベーション・コースト構想のもと、産学官連携により、地元企業による新たな事業展開や取引拡大、地域外からの企業・人材等の誘導、人材育成や交流人口の拡大等に向けた取組みを進めている。

ロボット・ドローン、航空宇宙など重点6分野に取り組む地元企業の活動を引き続き支援するとともに、広域的なネットワーク構築に向けた各種支援策を講ずること。新産業の創出等にチャレンジするベンチャービジネス、スタートアップ企業等を浜通り地域に一層呼び込むため「インキュベーション施設の整備」や「スタートアップ支援の拡充」に取り組む自治体に対して財政支援を行うこと。

また、地域教育水準の向上とグローバルな人材の育成、新たな農業の担い手育成など、福島イノベーション・コースト構想を担う地域人材の育成に係る取組みへの支援策を講ずること。

【関係省庁：復興庁】

(3) 復興のステージに応じた新たな課題対応への支援について

当市では、全市を挙げて、これまで住民帰還や移住・定住の促進等により震災前の暮らしを取り戻す努力を絶え間なく続けてきたが、特に年少人口や生産年齢人口の回復は依然として厳しい状況にある。このため、これらの取組を継続する一方で、急激な人口減少への対応という長期的な課題解決に向け、現在、地域コミュニティの維持や教育施設（小学校、給食センター等）の統廃合など、現実を見据えた対応に迫られている。

このことから、当市の復旧・復興状況に応じた行政サービスや公共施設の再構築など、より良い地域の再生のための取組へ財政支援を行うこと。

また、当市では二次救急医療機関が4病院あるものの、震災以降、医師・看護師など、慢性的な医療従事者の不足により、実質的には2病院のみの対応に頼らざるを得ない状況にあり、未だに震災前の医療提供体制の回復まで至っていない。さらに、原子力発電所事故による医師数の減少や医師の高齢化に伴い、夜間における一次救急医療体制確保が困難であり、その結果、夜間における二次救急医療機関への負担が増大している。

このこととから、夜間における二次救急医療機関への負担軽減を図るとともに、より強固な一次救急医療体制を確立するため、一次救急医療施設の再構築とともに、継続的な運営に関する財政支援など、新たな支援制度を創設すること。

【関係省庁：復興庁】

2 福島第一原子力発電所の廃炉の安全かつ着実な実施について

(1) ALPS処理水の海洋放出について

ALPS処理水の海洋放出開始後、現時点においては、中国向けの水産物に影響があるものの、消費者等には落ち着いた反応をいただいていると認識している。しかしこの状況は、海洋放出をはじめとする廃炉作業のトラブルや一瞬の気の緩みによって崩れてしまうと考えている。

福島第一原子力発電所の廃止措置が完了する最後まで、全責任を持って万全の対策を講じるとともに、科学的根拠に基づき、住民をはじめ国内外への分かりやすい説明と情報発信を行い、さらなる理解の醸成に全力で取り組むこと。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

(2) なりわいの継続に向けた支援について

漁業者・水産事業者はもとより、ALPS処理水の海洋放出による影響を受ける全ての事業者のなりわいが継続できるよう、万全の支援策を講じること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

(3) 廃炉の安全かつ着実な実施について

福島復興実現には廃炉の安全かつ着実な進捗が不可欠である。

一日でも早く福島第一原子力発電所の廃止措置が完了するよう、廃炉作業の安全かつ着実な進捗に全力で取り組むこと。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

3 原子力災害に対する賠償等について

(1) 商工業者に対する賠償について

東京電力に対し、商工業者の休業又は売上等の減少と原発事故との相当因果関係を、個別・具体的事情に応じて柔軟に判断し、賠償の継続を否定しないよう指導すること。

また、2倍一括賠償後の超過賠償においても、損害との相当因果関係がある限り賠償を継続させること。

【関係省庁：文部科学省】

(2) 農林水産業者に対する賠償について

当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の農林業者については、今後も、損害が発生し続ける限り、東京電力に引き続きこれを確実に賠償させること。また、生産活動を再開した農林業者に対しても損害が続く限り賠償させること。

さらに、当市の前述の区域以外の農林業者については、政府等による生産活動に関する制限の解除等により機械的に賠償の継続を否定することなく、生産活動の断念について個別・具体的事情に応じて柔軟

に判断し、生産の停止又は縮小による収益の減少分の賠償を確実に
行わせること。水産業者に対しても、同様に損害が生じ続ける限り、引
き続きこれを確実に賠償させること。

【関係省庁：文部科学省】

(3) 万全な風評被害対策と迅速かつ確実な賠償の実施について

政府は、ALPS処理水の海洋放出が新たな風評被害を発生させな
いようその責務を果たすことはもとより、現在定着してしまっている
風評についても強い意志をもって立ち向かい、それを一掃するために
全力を尽くすこと。

また、各種対策を講じて風評被害が発生する場合には、「損害が
ある限り最後まで賠償する」との基本的な考えの下、事業者が安心し
て事業やなりわいに取り組むことができるよう、東京電力に、事業者
の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により、迅速かつ確実に賠償を
行わせること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・経済産業省】

(4) 原子力損害賠償紛争解決センターの和解の仲介について

東京電力に対し、紛争解決センターが和解仲介手続きにおいて提示
する和解案を尊重し、確実かつ迅速な賠償がなされるよう取り組むこ
と。

【関係省庁：文部科学省】

4 中間指針の更なる改定等について

(1) 不合理な賠償格差の是正について

当市の30km圏外（当市が独自に一時避難を要請した区域）の住
民は、原子力発電所事故により旧緊急時避難準備区域と同様の苦しみ
を受けていることから、精神的損害その他の賠償について、「指針」
において、旧緊急時避難準備区域と同じ損害、賠償とすること。

【関係省庁：文部科学省】

(2) 財物賠償について

避難指示区域内の不動産の全損評価による賠償について

当市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域は平成 2 8 年 7 月 1 2 日に解除され、避難指示を受けた期間はおよそ 5 年 5 か月と長期に及んだ。両区域内に存在する不動産の荒廃状況は、長期間に及ぶ避難指示やこれに伴う住民の避難により、原発事故から 6 年を経過して避難指示が解除された地域と何らかわるものではない。この現実の被災状況に即し、これらに対しても全損評価による賠償をするべき旨を「指針」に明示すること。

【関係省庁：文部科学省】

放射性物質に曝露した財物の価値の喪失又は減少等に関する賠償について

当市では、賠償請求において、避難指示区域外の財物の放射性物質の曝露に伴う財物価値の喪失や減少の程度については個々に立証せざるを得ず、立証の限界に直面し被害に対して賠償が十分に果たされていない状況がある。さらに、放射性物質への曝露に伴う財物の価値の喪失又は減少に関しては具体的な数値基準すら示されていない状況である。

このことから、放射性物質に曝露した不動産等の財物賠償が進められるよう、避難指示区域外の財物の価値を喪失又は減少させる程度の放射性物質の曝露の程度について、賠償の前提となる数値基準や価値減少の推認基準などを示すこと。

【関係省庁：文部科学省】

(3) 特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害について

原発事故の影響による避難費用及び精神的損害の対象期間について、避難指示等の解除等から相当期間経過後までは認められるものとされ、対象区域ごとに対象期間の終期が示されている。

その終期はそれぞれ、避難対象区域（ 避難指示解除準備区域、居住制限区域、 帰還困難区域 ）については避難等の解除等から 1 年間、旧緊急時避難準備区域については「平成 2 4 年 8 月末まで」と終期を明記し、結果として同区域の避難指示解除から 1 1 か月間と、概ね 1 年程度が認められている。

しかし、特定避難勧奨地点については、同解除等から「 3 ヶ月間」とされており、他の区域と比べ著しく期間が短く、不公平な状況になっている。

このことから、特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害の対象期間について、他の区域に準じ、期間を延長すること。

【関係省庁：文部科学省】

（ 4 ）放射性物質の残置に伴う放射線被ばくによる損害について

原発事故の影響による放射線被ばくによる生命身体の障害については、中間指針第 9 において、損害賠償の対象に認められているところであり、晩発性の放射線障害による生命・身体損害に対する賠償については、今後晩発障害の発生率が高まることがあれば賠償請求が見込まれる。ここで、賠償請求の審理においては、放射線作用等の発生と生命・身体に対する侵害との因果関係の立証が大きな課題となりうる。

この点、医療過誤訴訟や公害訴訟を始めとする、一般に加害行為と損害との因果関係の立証が困難とされる訴訟類型においては、因果関係の立証の負担を軽減する判例法理の形成がみられることから、被害が広範で今後の賠償請求が多くなされることが予想される晩発性の放射線障害についても、あらかじめ因果関係の立証の基準について議論を深め、被害者の救済に資するよう配慮を行うこと。

【関係省庁：文部科学省】

5 帰還困難区域の解除に向けての国有林等の処理方針について

当市の帰還困難区域の約24平方キロメートルのうち94%の約22.5平方キロメートルが国有林で占められており、残り6%の1.5平方キロメートルが民有地等となっている。

現在でも当市のほかに、帰還困難区域を抱える自治体は、6自治体（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）あり、それぞれの状況は異なるが、自治体内に帰還困難区域が存在することで、住民の帰還及び移住・定住の意欲が損なわれ、更には風評も払拭されにくく、浜通り地域全体の復興の妨げとなっている。

このことから、国有林に係る放射性物質の処理方針を早期に決定し、帰還困難区域の解除に向けた取り組みを確実に実施すること。

【関係省庁：内閣府 原子力災害対策本部・林野庁】

6 避難指示区域等における高速道路無料措置について

避難指示区域等における高速道路無料措置について、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減し、家族や地域との関係性を維持し、帰還を促進するため、被災者に寄り添った柔軟な対応を維持しつつ、令和7年4月以降も継続すること。また、その適用範囲を全市一律に拡大するとともに、原発事故による避難先からの通勤等を対象とするなど、避難実態に即した措置とすること。

【関係省庁：国土交通省】

7 福島国際研究教育機構との広域的な連携及び効果波及について

浜通りや福島、東北の復興・再生の実現、さらなる発展に向けては、福島国際研究教育機構の取り組みによる効果が最大化し、広く波及していくことが極めて重要である。

このことから、本機構による研究開発、産業化、人材育成の取り組みが、より一層促進され、最大限の相乗効果が発揮できるように、機構を核とした国、県、市町村、関係機関等とのネットワークを形成するとともに、本機構により生まれる効果を広範に波及する取り組みを行うこと。

また、本機構については、長期にわたる安定的な運営ができるよう国が責任を持って財源や人材の確保を行うこと。

加えて、機構の効果を広域的に波及させるためには、JR常磐線の利便性の向上が必須であり、JR東日本に対し、常磐線の特急などの便数を増やすことなどを働きかけるとともに、必要に応じて運行に関しての財政支援を検討すること。

【関係省庁：復興庁】

8 農業に係る復興支援の継続について

震災及び原発事故以降、当市では農業分野における担い手の減少や高齢化が急速に進行しているなど、営農再開に向けた取組や新たな担い手の確保が喫緊の課題となっている。

このことから、復興の枠組みにおいて、畦畔除去や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備など営農再開に向けた支援や、担い手を確保・育成するための研修施設に対する新たな支援制度を創設すること。

さらに、原子力被災地域全体における園芸作物・畑作物の振興がより一層図られるよう、一大産地化やブランド化などの推進を図るとともに、事業構築に当たっての財政支援を行うこと。

【関係省庁：復興庁・農林水産省】

9 インターアクセス道路（都市計画道路下高平北長野線） 整備事業の継続的支援について

「南相馬インターチェンジ」から「福島ロボットテストフィールド」を結ぶ「アクセス道路」の整備について、福島再生加速化交付金を活用し、福島県が事業主体となり整備を進めている。

本事業は、福島ロボットテストフィールドをはじめとして、南相馬復興工業団地や南相馬市産業創造センター等の利用者の利便性を高め、当市の復興をさらに加速させるための根幹的な事業であることから、将来にわたり確実に事業を継続できるよう財政支援を行うこと。

【関係省庁：国土交通省】

10 （仮称）小高スマートインターチェンジ整備事業の継続的支援 について

（仮称）小高スマートインターチェンジ（以下：小高SIC）の設置による高速道路アクセスの利便性向上により、住民帰還の促進、企業の事業再開の加速化や企業誘致の推進等、様々な効果が見込まれる。

現在、早期完成を目指し整備を進めているところであるが、小高SIC整備事業の早期完了は、当市の復興の加速化へ直結することから、財政的・技術的な支援を継続すること。

【関係省庁：国土交通省】

11 企業誘致等における支援制度の継続について

震災と原発事故により失われた当市の産業において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより「働く場」を確保することで、雇用の創出及び産業集積やなりわいの再建を図り、自立・帰還等を加速させるための「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」、「被災事業者自立支援事業費補助金」、さらに新産業の創出やスタートアップ企業の支援に資する「地域復興実用化開発等促進事業費補助金」については、『第2期復興・創生期間』後も制度の存続とともに、同様の支援内容を継続すること。

【関係省庁：経済産業省】